

氷見市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）となった者に対し、氷見市骨髄等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、氷見市補助金等交付規則（昭和44年7月26日氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、ドナーに対し、助成金を交付することにより、骨髄等移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄等を提供した日又は骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供に係る最終同意後に自己都合以外の理由で当該骨髄等の提供が中止となった日に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 有給のドナー休暇制度（骨髄等を提供するに当たり必要な骨髄バンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別休暇として認める制度をいう。）を設けている企業、団体等に属する者
- (2) 他の法令等により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けている者およびその見込みの者
- (3) 本人及び同一世帯家族のいずれかが、市税を滞納している者

(助成の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供のための通院、入院及び面接（骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に、氷見市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項に規定する申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書又は骨髄等の提供に係る最終同意後に自己都合以外の理由で当該骨髄等の提供が中止となったことを証明する書類
- (2) ドナー本人名義の振込先口座がわかる書類

(交付決定)

第 6 条 市長は前条第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、助成金の交付を適当と認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、氷見市骨髄等移植ドナー助成金交付決定及び確定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付を不適当と認めたときは、速やかに申請者に理由を付して、氷見市骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書（様式第 3 号）により通知しなければならない。

3 市長は、助成金の交付の適否を決定する場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該決定に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(助成金の返還)

第 7 条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の支給を受けたときは、当該助成金の支給の決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 3 日から施行する。

2 この要綱の改正後の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降に第 3 条に定める助成金の交付対象となった者にも適用する。